

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

	ページ
◇ 規 則	
○ 北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則【総務局人事部人事課】	3
◇ 告 示	
○ 育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】	4
◇ 公 告	
○ 開発行為に関する工事の完了【建築都市局指導部宅地指導課】	5
○ 北九州市町上津役土地区画整理組合の設立の認可【建築都市局整備部区画整理課】	6
◇ 病 院 局	
○ 北九州市病院局事務分掌規程の一部を改正する規程【病院局総務課】	7

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則

保健福祉局健康医療部地域医療課地域医療係の事務分掌に、病院事業の地方独立行政法人化に関するものを加えることにしました。

この規則は、平成29年11月1日から施行することにしました。

北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 10 月 31 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 53 号

北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則

北九州市事務分掌規則（昭和 43 年北九州市規則第 75 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条保健福祉局健康医療部地域医療課地域医療係の項に次の 1 号を加える

。

（6） 病院事業の地方独立行政法人化に関すること。

付 則

この規則は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

北九州市告示第416号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成29年10月31日

北九州市長 北 橋 健 治

1 薬局（育成医療、更生医療及び精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
花園町薬局	北九州市戸畑区境川二丁目17番12号	平成29年11月1日
ニック調剤薬局湯川店	北九州市小倉南区湯川新町四丁目25番3号	平成29年11月1日
サンキュー薬局戸ノ上店	北九州市門司区大里戸ノ上一丁目16番7号	平成29年11月1日

2 薬局（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
吉田ビルスガムラ調剤薬局	北九州市八幡西区黒崎三丁目2番13号	平成29年11月1日

3 訪問看護ステーション等（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションプーラビダ星ヶ丘	北九州市八幡西区星ヶ丘三丁目10番26-101号	平成29年11月1日

北九州市公告第750号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成29年10月31日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市八幡西区本城東二丁目641番4から641番16まで、643番4、643番8及び643番10	北九州市八幡西区本城東一丁目11番27号 有限会社ファイン 代表取締役 市丸 浩
北九州市八幡西区大字楠橋3836番1、3836番5、3837番1、3837番3、3841番1及び3841番17	北九州市小倉北区熊谷五丁目6番55号 社会福祉法人香和会 理事長 中野香代子

北九州市公告第751号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定に基づき、北九州市町上津役土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第21条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年10月31日

北九州市長 北 橋 健 治

1 組合の名称

北九州市町上津役土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成29年10月31日から平成32年3月31日まで

3 施行地区

北九州市八幡西区町上津役東一丁目の一部

4 事務所の所在地

北九州市八幡西区町上津役東二丁目2番13号

5 設立認可の年月日

平成29年10月31日

6 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

7 公告の方法

組合の事務所、北九州市役所、八幡西区役所及び八幡西区役所上津役出張所の掲示板に掲示して行う。

北九州市病院局管理規程第48号

北九州市病院局事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年10月31日

北九州市病院局長 古川 義彦

北九州市病院局事務分掌規程の一部を改正する規程

北九州市病院局事務分掌規程（昭和42年北九州市病院局管理規程第1号）
の一部を次のように改正する。

第2条経営課企画係の項に次の1号を加える。

（8） 病院事業の地方独立行政法人化に関すること。

付 則

この規程は、平成29年11月1日から施行する。